

10月請求分(9月使用分)から下水道料金が改定されます

平成 25 年 10 月請求分 (9 月使用分) から、佐渡市の下水道料金が統一され、佐渡市全地区で同じ料金体系となります。

今回は、現行水道料金以下の水準に下水道料金全体を引き下げる方向で料金の見直しを行いました。一部地域では料金が値上げになる場合もありますが、利用者の方へ公平な負担をお願いするための料金統一ですので、ご理解くださいませよう、よろしくお願ひいたします。

使用量あたりの下水道料金

使用量 (m ³)	新しい下水道料金 (円)		
	合計 (税込)	基本料	超過分
10	1,800	1,800	0
15	2,950	1,800	1,150
20	4,100	1,800	2,300
30	6,400	1,800	4,600
40	8,700	1,800	6,900
50	11,000	1,800	9,200
100	22,500	1,800	20,700
200	45,500	1,800	43,700
500	114,500	1,800	112,700
1000	229,500	1,800	227,700

平成 25 年 10 月請求分からの計算方法

基本料金 (10m³まで) 1,800 円 (税込)
従量分 (11m³以上の 1 m³あたり) 230 円 (税込)

お問い合わせ

佐渡市役所 上下水道課 ☎ 5 5 — 3 1 1 5 (代表)

住宅用火災警報器の設置率は84.8%です!

平成 25 年 2 月から、佐渡市の全世帯 (事前に調査済みの世帯を除く。) を訪問し、住宅用火災警報器の設置状況を調査しました。その結果がまとまりましたのでお知らせします。

平成 24 年度住宅用火災警報器設置調査結果 (平成 25 年 2 月現在)

	全世帯	調査済世帯	未調査世帯	設置世帯	設置率
佐渡市	24,794	22,581	2,213	19,138	84.8%
両津	5,904	5,354	550	4,692	87.6%
相川	3,230	2,908	322	2,516	86.5%
佐和田	3,985	3,531	454	2,972	84.2%
金井	2,702	2,394	308	2,062	86.1%
新穂	1,715	1,576	139	1,300	82.5%
畑野	1,893	1,763	130	1,419	80.5%
真野	1,989	1,806	183	1,467	81.2%
小木	1,185	1,132	53	966	85.3%
羽茂	1,304	1,259	45	1,010	80.2%
赤泊	887	858	29	734	85.5%



住宅用火災警報器の設置率は上がりましたが、未だに設置されていない世帯があります。平成 23 年 6 月 1 日から全ての住宅に設置が義務化されました。夜間就寝中の火災の早期発見に大変有効ですので、設置されていない世帯については早急に設置をお願いします。

【住宅用火災警報器を設置しなければならない場所】

- 寝室 (出入口側の天井または天井付近の壁に取り付ける)
 - 階段 (踊り場の天井または天井付近の壁に取り付ける。 ※寝室が 2 階にある場合のみ。)
- ※台所、居間への設置義務はありませんが、火災の早期発見に有効ですので設置をおすすめします。

平成 25 年になり、死者、負傷者を伴う火災が多く発生しています。火の取り扱いの注意はもとより、火災を発見した時は、初期消火は必要ですが決して無理をせず、消防署への通報、周囲への協力依頼などの対応をお願いします。

お問い合わせ 佐渡市消防本部 予防課 ☎ 5 1 — 0 1 2 3